

旧安塚中学校公募型プロポーザル
による利活用事業者募集要領



令和7年10月

新潟県上越市

— 目 次 —

1	募集の趣旨	1 ページ
2	対象施設	1～2 ページ
3	募集概要	2～3 ページ
4	提案者の資格要件	3～4 ページ
5	説明会	4 ページ
6	参加申込み及び提案者の資格要件の確認結果の通知	4～5 ページ
7	募集要領の内容についての質問の受付及び回答	5 ページ
8	企画提案書の作成要領	5～6 ページ
9	審査要領	7～9 ページ
10	審査結果の通知	9 ページ
11	留意事項	9 ページ
12	契約の締結	9～10 ページ
13	日程	10 ページ
14	その他	10～11 ページ
15	問合せ先	11 ページ
16	位置図、施設平面図、現地写真等	12～17 ページ

1 募集の趣旨

- ・ 上越市では、平成 17 年 1 月のいわゆる「平成の大合併」において、14 の市町村が合併し、持続可能な行財政運営を進めるため、事務事業の見直しや経費削減、施設の統廃合などを進めてきました。
- ・ 全国的な少子高齢化や過疎化が進行する中、当市においても、小中学校の統廃合により廃校となった施設は増加しています。
- ・ これら市内の廃校の一部では、行政や民間事業者による利活用を進めているところですが、依然として未利用の廃校が多い現状です。
- ・ また、上越市では、合併以後、地域住民により組織される「地域協議会」という諮問機関を設置し、市政への実現を目指すため、それぞれの地域の諸課題について、自ら研究、協議を行っています。
- ・ 安塚区地域協議会では、安塚中学校の統廃合（閉校）に伴い、令和 6 年 7 月から、自主的審議事項として校舎の利活用による地域振興策について、実現に向けた議論を行ってきました。
- ・ 自主的審議事項の議論と並行し、令和 7 年 4 月から実施した「廃校施設の利活用に関するサウンディング（民間対話）型市場調査」における民間事業者との対話の結果、当施設が雪室を活用した冷房設備等、当地域ならではの環境対策を有する独自性や、対象施設が堅牢で一定期間の利活用が見込めることなど、民間事業者から一定程度の需要がある施設であることが判明しました。
- ・ 新たな事業主体による取組に対し、地域の関心が高いことなどから、上越市では、地域の諸課題の解決と廃校の利活用を図るとともに、地域活性化に寄与することを目的とし、周辺地域、対象施設の特性をいかして利活用を図る民間事業者をプロポーザル方式で募集するものです。

2 対象施設

名称		旧安塚中学校	
所在地		新潟県上越市安塚区石橋 6 ほか	
建物概要	校舎	構造	鉄筋コンクリート造 3 階建て
		延床面積	3,591.00 m ²
		建築年月	昭和 51 年 6 月
	体育館	構造	鉄骨造 2 階建て
延床面積		1,622.00 m ²	
建築年月		昭和 52 年 9 月	
	備考	雪室冷房設備あり、太陽光発電設備あり	
土地概要		面積	29,582.00 m ² （市有地）
法令等に基づく制限等		都市計画区域	区域外
		用途地域	—
		防火・準防火	—
		建ぺい率・容積率	60%・200%

	その他の制限	土砂災害警戒区域（土石流）の指定あり 埋蔵文化財包蔵地の指定なし
周辺道路の 状況	接道道路：北側市道本郷石橋線に等高に接道 道路除雪：北側第2種	
施設の現状	令和6年3月31日に閉校、同年4月1日以降は未利用 避難所指定あり	
備考	—	

3 募集概要

2で示した対象施設について、土地、建物等廃校設備の一切について現状有姿による貸付けを前提とした利活用策の企画提案を募集します。

(1) 土地について

- ① 対象地内に存する電柱やその他の工作物、立木などの一切は現状有姿で引渡します。
- ② 市では、対象地において、提案者の要請に伴う地耐力調査や地下水の水質調査、ボーリング調査などの一切の調査は行いません。

(2) 建物・工作物等について

- ① 現存建物のほか、対象施設内の工作物（太陽光パネル、雪室及び冷房設備など）、立木などの一切は現状有姿で引き渡します（現存建物等の改修、現存建物を撤去した上での利活用のいずれも想定していますが、市による撤去、改修は行いません。）。
- ② 現存建物について、アスベスト含有に関する事前調査は行っておりません。

(3) 事業期間

市と事業者とは、市有財産貸付契約を締結し、契約期間は10年とします。

なお、契約期間満了後については、新たな契約の締結、提案者による施設等の原状回復又は市が算定する価格による譲渡について、市と改めて協議するものとします。

(4) 賃借料（参考価格）

賃 借 料	土 地	1,822,480 円/年（@95 円/年・㎡）
	建 物	40,705,080 円/年
	計	42,527,560 円/年
維持管理費		1,511,091 円/年

※ 賃借料の参考価格は、市の公有財産台帳価格を基に土地、建物についてそれぞれ算出し合計した額（42,527,560 円/年）としますが、市が当施設の保有を継続する際に必要な維持管理費用相当額（1,511,091 円/年）以上の貸付けを希望します。

参考価格未満で提案された場合、減額貸付けの扱いとなり、上越市議会の議決が必要となります。

(5) 貸付け条件等

- ① 事業実施のために必要となる施設整備は、事業者自らの資金負担により行うこと。
- ② 施設を運営する期間を通じ、施設の運営及び維持管理並びに必要となる修繕は、事業者自らの資金負担により行うこと。
なお、貸付物件について大規模修繕の必要が生じ、事業者が修繕費を負担できず、事業継続が困難と判断した場合は、市は貸付契約を中途解約することができるものとします。
- ③ 事業実施、施設運営上、必要な上下水道、電気、ガス等の各種契約は事業者において負担すること。また、建築物、消防設備、電気設備等の法定点検に要する保守点検業務、修繕について、事業者において負担すること。
- ④ 市が契約している火災保険は、事業者の動産・設備などには補填されないため、必要に応じて火災保険に加入すること。また、事業者の重過失による失火に伴う施設の消失に当たっては、市が事業者に損害賠償を請求する場合があるため、市とは別に損害賠償保険等に参加すること。
- ⑤ 優先交渉先に選定された後において、優先交渉先は、市が指定する期間内（令和 8 年 3 月下旬から 4 月下旬を想定）に、安塚区地域協議会、特定非営利活動法人 N P O 雪のふるさと安塚、立地町内会、その他市が必要と認めた地域団体及び地域住民等に対し、事業の説明を行うこと。なお、市は、当該関係者等への説明会の状況を踏まえ、文部科学省へ財産処分の承認申請を行う。本物件の貸付等に係る賃貸借契約は、文部科学省の財産処分の承認を得られた後に、市と優先交渉先との間で詳細の協議を行い、調整後に契約を締結するものとする。
- ⑥ 貸付物件は、市の承認を得ることなく、第三者に対し譲渡、転貸しをすることはできないものとする。将来的な譲渡や転貸しなどによる共同事業者の想定がある場合は、事業提案書に記載すること。

(6) その他

令和 6 年 7 月から自主的審議事項として安塚区地域協議会において検討を行った旧安塚中学校の利活用事業者に期待する利活用方法のイメージ（以下、「地域協議会期待内容」という。）は、次のとおりです。

- ・ 地域経済の活性化に貢献できる利活用方法
- ・ 地域雇用の創出に貢献できる利活用方法
- ・ 地元の人や子どもたちが集える場所を提供できる利活用方法
- ・ 区内の道の駅（雪だるま物産館、雪むろそば家小さな空）やキューピットバレイスキー場の利用の増加に貢献できる利活用方法
- ・ 旧安塚中学校に設置済みの雪冷房や太陽光発電の設備を有効に活用できる利活用方法

4 提案者の資格要件

提案者は、次に掲げる条件を全て満たす者としします。

また、複数者又は団体による共同提案も可能としますが、その場合、構成する者のいずれもが参加資格の要件を満たす者であることとしします。

※ 共同提案の場合、代表者を定めた上でプロポーザルに参加してください。
市との契約当事者は当該代表者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- (2) 市区町村の納税義務を有する者にあつては、当該市区町村税（個人の場合は、住所地の市区町村税、企業の場合は、本社（本店）の所在地が存する市区町村における市区町村税）の未納がない者であること
- (3) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること
- (5) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと

5 説明会

(1) 開催日時、場所

本プロポーザルの実施にあたり、以下のとおり説明会を開催します。

日 時：令和 7 年 11 月 12 日（水）午後 2 時～

場 所：旧安塚中学校（新潟県上越市安塚区石橋 8 番 1）

※プロポーザルに関する説明会の後、現地見学を行います。

(2) 参加申込み

説明会参加を希望する場合は、11 月 5 日（水）午後 5 時までに団体名、参加者名、連絡先電話番号、ファックス番号、E-mail をファックス又はメールで問合せ先に連絡してください。

※ 説明会に参加しない場合も、プロポーザルの参加申込みは可能です。

6 参加申込み及び提案者の資格要件の確認結果の通知

(1) 参加申込み

① 参加申込みに必要な書類

書類名等	対象事業者		留意事項等 注 2
	法人	個人	
プロポーザル参加申込書様式 1	○	○	
現在事項証明書 注 1	○		* 1
住民票の写し 注 1		○	* 2
同意書		該当者のみ	* 3

注 1 取得方法について、現在事項証明書は法務局の証明書発行部署にお問い合わせください。

注 2 留意事項等

＊ 1 法人の場合に該当します。複写の提出も可としますが、最新のもの（発行から 3 か月以内）を提出ください。

＊ 2 個人の場合に該当します。複写の提出も可としますが、最新のもの（発行から 3 か月以内）とし、個人番号の記載がないものを提出ください。

＊ 3 参加申込者が未成年者の場合は法定代理人、被保佐人又は被補助人の場合は保佐人又は補助人の同意書を提出ください。同意書は任意様式としますが、法定代理人、被保佐人又は被補助人の実印を押印するものとし、押印者の印鑑証明書（原本）も提出ください。

② 申 込 期 限：令和 7 年 12 月 25 日（木）午後 5 時必着

③ 申 込 先：問合せ先に同じ

④ 申 込 方 法：持参、郵送、ファックス又は E-mail

(2) 提案者の資格要件の確認結果の通知

参加申込者全員に対し、令和 8 年 1 月 9 日（金）までに提案者の資格要件の確認結果の通知を書面で行います。

7 募集要領の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

期 限：令和 7 年 11 月 25 日（火）午後 5 時まで

受 付 先：問合せに同じ

方 法：持参、郵送、ファックス又は E-mail

(2) 質問の回答

期 日：令和 7 年 12 月 4 日（木）※ 受付けた質問は順次回答します。

回 答 先：市ホームページで回答

8 企画提案書の作成要領

(1) 提出書類

① 企画提案書（様式 3）正本 1 部、副本 10 部 ※副本は写し可能

ア 以下の項目について記載してください。

(ア) 賃借料

(イ) 利活用事業の概要（評価の視点（地域への貢献及び周辺環境への配慮や提案事業の実現性・継続性、その他アピールポイント）に基づき、事業内容、敷地の利用計画、事業期間、サービス提供の対象者、収支計画、資金計画、収入見込みの根拠、地域振興の効果、地域協議会期待内容に対する対応、同種事業の実績、将来的な借地権の譲渡や転貸の想定などを記載してください。）

(ウ) 事業スケジュール（対象施設の利用権限取得後における建築物等の建設開始から創業開始までのスケジュールや周知等の計画など）

(エ) その他（事業提案に必要と考えられるもの）

イ 企画提案書は、A4 版縦、横書き、左綴じとし、表紙に「旧安塚中学校
利活用企画提案書」と記載し、余白に法人名を記載してください。なお、
文字サイズは 10 ポイント以上としてください。

ウ 企画提案書は、10 ページ以内とします。

エ 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時
及び計量法によるものとする。

- ② 法人の場合は定款又は規約（会社概要等を記載したパンフレットがある場
合は添付） 各 1 部
- ③ 法人の場合は営業報告書（直近の事業年度分の財産目録、貸借対照表、損
益計算書） 1 部
- ④ 個人の場合は確定申告書（令和 4 年～令和 6 年の 3 か年分）の写し 1 部
- ⑤ その他（申込締切後、市が審査に必要として提出を求めた書類） 1 部

(2) 提出期限

期 限：令和 8 年 2 月 27 日（金）午後 5 時必着

提 出 先：問合せ先に同じ

方 法：持参又は郵送

(3) 提出に当たっての注意事項

① 企画提案書提出後の変更等

提案者が当市に企画提案書を提出した後は、提案内容の追加及び変更は認
めません。

ただし、提案者の責めに負わない理由により変更等が必要となった場合に
おいて、当市が承諾した場合に限り、当該変更等を認めるものとします。

② 企画提案書等提出書類の取扱い

- ・ 提案者が提出した企画提案書等の著作権は、当該提案者に帰属します。
ただし、企画提案書の公表、展示など当市が必要と認める用途に用いる
場合、将来にわたり無償で使用できるものとします。
- ・ 提案者が当市へ提出した企画提案書等は返却しません。
- ・ 提案内容については、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日
本国の法令に基づいて保護される第三者の権利に配慮するものとし、権
利侵害により生じる責任は、提案者が負うものとします。

③ 提案内容の公表の禁止

提案者は、企画提案書の提出から利活用事業者選定までの期間、自らの提
案内容を公表、宣伝することはできません。

④ 風俗営業等及び暴力団事務所等への使用の禁止

対象施設を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年
法律第 122 号）第 2 条第 1 項各号に定める風俗営業、同条第 5 項に定める性
風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供すること及び、暴力団対
策法に規定する事務所の用に供することはできません。

(4) その他

提案者は、一つの提案しか行うことができません。

9 審査要領

(1) 審査方法

ア 選定の審査を厳正かつ公正に行うため、旧安塚中学校利活用事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し、利活用事業者の候補者（以下、「優先交渉先」という。）を選定します。

イ 審査は、企画提案書等の審査及び評価と提案者によるプレゼンテーションをもとに行います。

ウ プレゼンテーションは令和 8 年 3 月 23 日（月）に実施を予定しており、詳細は別途通知します。

エ 出席者は 3 人以内（共同提案の場合は、全構成事業者を合わせて 5 人以内）とし、この提案事業の担当者 1 人は必ず出席してください。

オ 実施時間は、提案する各事業者（共同提案を含む。）につき、プレゼンテーション 30 分以内、質疑応答 15 分程度とします。

カ プレゼンテーションは企画提案書について行うこととし、追加資料の配布は認めません。

キ プレゼンテーション及び審査は非公開とします。

(2) 審査基準

審査項目	主な評価の視点及び方法	配点
借受希望価格	◆市の財政負担軽減への視点 対象施設に係る市の維持管理費軽減への貢献度	20 点
地域への貢献及び周辺環境への配慮	◆産業振興に関する視点 - 地域経済活性化について、長期的な経済波及効果が見込まれるか - 定住促進又は雇用の創出に繋がる提案であるか ◆地域振興に関する視点 - 地域の新たなにぎわい・活力の創出に寄与する事業提案であるか - 地域又は周辺事業者等と積極的かつ継続的な交流、連携、協力など地域貢献に取り組む提案であるか ◆観光振興に関する視点 - 周辺地域の観光施設※の利用の増加に繋がる提案であるか ※道の駅雪のふるさとやすづか（雪だるま物産館、雪むろそば家小さな空、雪中貯蔵施設ユキノハコ）、キューピットバレイスキー場、キャンプ場、植物園、ゆきだるま温泉久比岐野ほか ◆周辺環境への配慮に関する視点 - 施設周辺の河川や農業用水などの自然環境や住環境への配慮がなされているか	40 点

	・ 周辺地域の景観、町なみとマッチした施設活用計画となっているか	
提案事業の実現性・継続性	◆提案事業の実現性に関する視点 ・ 事業を円滑かつ継続的に実施する体制が構築されているか ・ 事業スケジュールが具体的かつ実現可能なものとして確立しているか ◆提案事業の継続性に関する視点 ・ 開業までの経費（イニシャルコスト）、運営経費（ランニングコスト）などの資金調達方法や収入・支出に関する前提条件などが明確にされ、事業計画や必要経費などを的確に見込んだ具体的な収支計画が示されているか ・ 事業計画が短期的なものでなく、長期的な提案となっているか（事業の発展、将来的な展望が望める提案となっているか） ◆事業者の経営安定度に関する視点 ・ 事業者の経営安定度があり、事業者の資力が示されているか	30 点
その他アピールポイント	◆その他の視点 ・ 施設の利用面積等、有効な施設活用がなされているか ・ 施設に設置済みの雪冷房や太陽光発電の設備を有効に活用した提案となっているか ・ 過去の類似事業の実施など、実績をいかし、信頼性のある提案となっているか	10 点

※ 選定委員会の協議により審査項目や配点等が変更となる場合があります。

(3) 優先交渉先の特定方法

優先交渉先の特定方法は、各委員の採点結果の合計点を評価する方法（得点方法）及び各委員の評価順位を評価する方法（順位方式）を併用します。

ア 優先交渉先は、得点方式により全委員の合計点の平均が 100 点満点中、60 点以上の評価があったものの中から選ぶこととします。

イ 得点方式で得点が最も高い者、かつ順位方式で最も多くの委員から第一順位に評価されたものを優先交渉先とします。

ウ イにより両方式の該当者が一致しない場合又は同点により該当者が複数いる場合は、それぞれの方式の該当者の中から委員の協議により優先交渉先を選定します。

エ 提案者が 1 者のみの場合であっても評価は実施し、その結果において、基準点を満たすときは、当該提案者を優先交渉先とします。

オ 優先交渉先に選定された者が辞退し、又は契約締結時までに失格事項に該当した場合は、上記アからウの評価により順位付けられた上位の者が

ら順に優先交渉先として選定するものとします。

※ 審査の結果により基準点に満たない場合など、優先交渉先を選定しない場合もあります。

10 審査結果の通知

審査結果は、提案者それぞれに文書で通知するほか、市ホームページ等において公表します。

11 留意事項

- (1) 企画提案書等の作成、プレゼンテーション等に要する経費及び提出に関する費用は、提案者の負担とします。
- (2) 提出された企画提案書等については、提案者に無断で使用しないものとします。
- (3) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルにおける契約の相手方を決定すること以外の目的では使用しません。ただし、情報公開請求があった場合は、上越市情報公開条例に基づき取扱うこととします。
- (4) 企画提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがあります。
- (5) 提出された申込書、企画提案書等は返却しません。
- (6) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、別紙様式4「参加申込辞退書」を提出してください。
- (7) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となる場合があります。

ア 本募集要領に該当しない書類を作成し、提出した者

イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

ウ 期限後に企画提案書を提出した者

12 契約の締結

優先交渉先は、市が指定する期間内において、安塚区地域協議会、特定非営利活動法人NPO雪のふるさと安塚、立地町内会、その他市が必要と認めた地域団体及び地域住民等に対する説明を行うものとします。

市は、当該関係者等への説明会の状況を踏まえ、文部科学省へ財産処分の承認申請を行います。

本物件の貸付等に係る賃貸借契約は、文部科学省の財産処分の承認を得られた後に、市と優先交渉先との間で詳細の協議を行い、調整後に契約を締結します。

賃貸借契約の主な内容は次のとおりです（以下、優先交渉先は「事業者」という。）。

(1) 契約保証金

- ① 上越市財務規則第138条の規定に基づき、事業者は、契約締結日まで

に契約保証金を一括して支払うものとします。

② 契約保証金は、賃借料1年額とします。

③ 契約保証金は、貸付期間が満了又は契約が解除されたとき、対象物件の原状回復を確認後、市に対する未払い債務等を差し引いた額を事業者の請求に基づき、利子を付さずに返還するものとします。

ただし、事業者の責めに帰すべき事由により契約が解除された場合は、契約保証金は市に帰属し、事業者は契約保証金の返還請求権を失うものとします。

(2) 契約不適合

事業者は、市有財産貸付契約の締結日以降、対象物件が品質又は数量等に関し契約の内容に適合しないことを理由として、市に対し履行の追完を請求し、賃貸借料の減額を請求し、又は損害賠償を請求することはできません。また、賃貸借契約の解除をすることはできません。

(3) 用途制限

市に対し、事前の承諾を得ないで本プロポーザルにおける提案内容、事業計画を変更することはできません。

(4) その他

本プロポーザルにおける募集条件、提案内容に従うものとします。

1 3 日程

・ 募集要領公表	<u>令和7年10月15日（水）</u>
・ 説明会申込締切	<u>令和7年11月5日（水）午後5時</u>
・ 説明会実施	<u>令和7年11月12日（水）午後2時</u>
・ 募集要領の内容の質問締切	<u>令和7年11月25日（火）午後5時</u>
・ 質問の回答期限	<u>令和7年12月4日（木）</u>
・ 参加申込締切	<u>令和7年12月25日（木）午後5時</u>
・ 提案資格の確認結果通知	<u>令和8年1月9日（金）</u>
・ 企画提案書提出締切	<u>令和8年2月27日（金）午後5時</u>
・ 選定委員会（プレゼンテーション）	<u>令和8年3月23日（月）午後2時</u>
・ 地域関係者への説明	<u>令和8年3月下旬～4月下旬</u>
・ 市議会における議決	<u>令和8年6月中旬</u>
・ 契約（文部科学省財産処分承認後）	<u>令和8年10月上旬頃（予定）</u>

1 4 その他

令和7年6月に提案のあった利活用案（サウンディング型市場調査の活用アイデア）は、次のとおりです。

(1) 利活用アイデア

- ・ 食品生産工場（貸付）

(2) 希望する取引形態（売買又は貸付け）

- ・ 貸付

(3) 周辺地域への影響・効果・貢献、地域コミュニティとの関わり方

- ・ 騒音や振動等の影響なし
- ・ 地域雇用の創出、産学連携、工場見学等観光客の誘致等

1 5 問合せ先

- (1) 説明会参加、企画提案書の提出、審査、その他、募集要領に関すること

上越市 財務部 資産活用課

〒943-8601 上越市木田一丁目1番3号

電 話 025-520-5642 (ダイヤルイン)

F A X 025-526-6114

電子メール shisan@city.joetsu.lg.jp

- (2) 施設の詳細に関すること

上越市 総合政策部 安塚区総合事務所 教育・文化グループ

〒942-0492 上越市安塚区安塚722番地3

電 話 025-592-3665 (ダイヤルイン)

F A X 025-592-3505

電子メール yasuzuka-kyouiku.bunka.g@city.joetsu.lg.jp

- (3) 地域住民組織、地域協議会及び避難所に関すること

上越市 総合政策部 安塚区総合事務所 総務・地域振興グループ

〒942-0492 上越市安塚区安塚722番地3

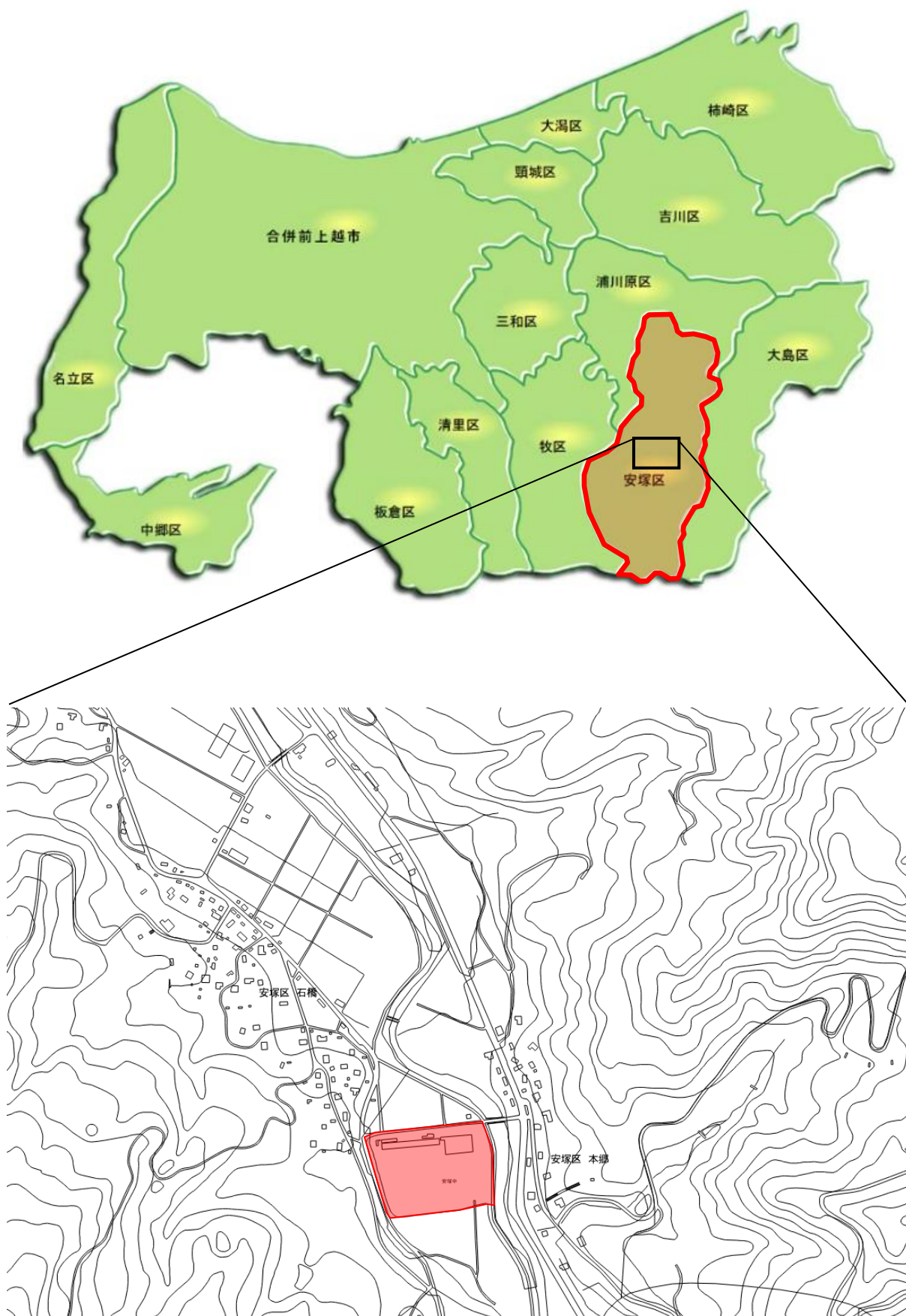
電 話 025-592-2003 (代表)

F A X 025-592-3505

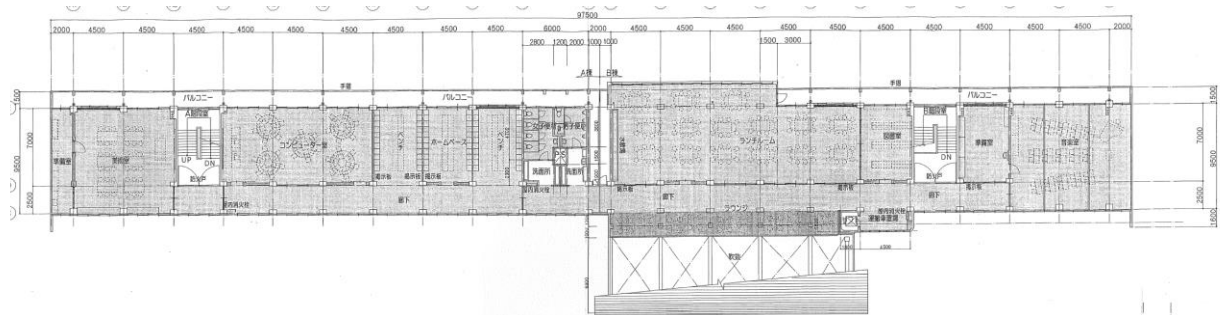
電子メール yasuzuka-soumu.g@city.joetsu.lg.jp

1 6 位置図、施設平面図、現地写真等

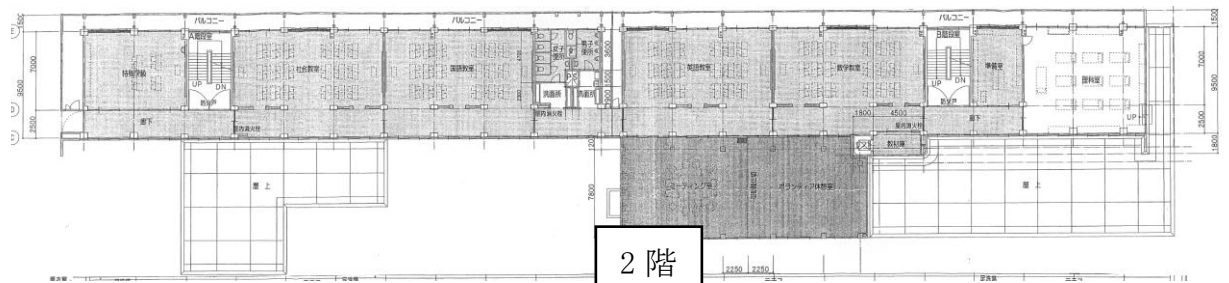
(1) 位置図



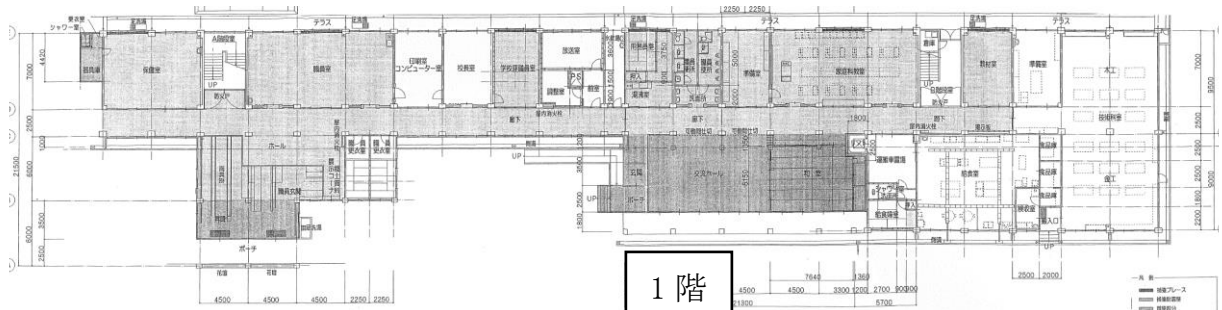
(2) 施設平面図



3 階



2 階



1 階

(3) 現地写真

① 対象施設南西角から校舎、校庭を望む



② 対象施設北側から校舎を望む



③ 対象施設北側から体育館を望む



④ 校舎内部の様子（1階）

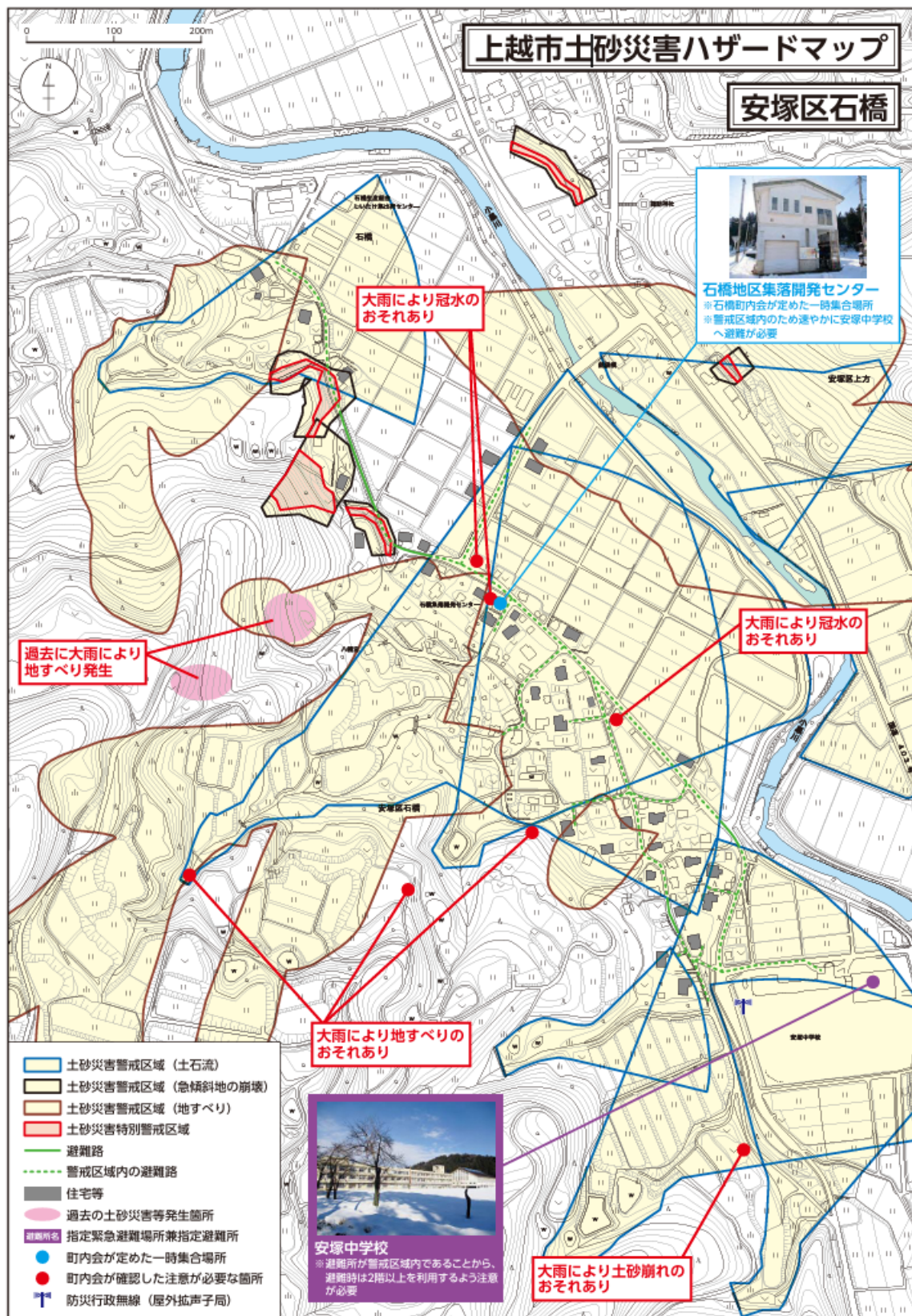


⑤ 校舎内部の様子（教室）



⑥ 体育館内部の様子





<https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/kikikanri/dosya-hazard.html#yasuduka>